

# 令和6年度 愛知県立一宮工科高校 校則

## 1 目的

高校生として守らなければいけないことや、自分がどのように成長していきたいのかを考えるため、校則を通し、自律について考える力を育む。

## 2 校則

### ①身だしなみ（頭髪）について

- ・頭髪は華美に染色をしない。
- ・髪型・長さは制限をしない。

ただし、体育や実習等では安全面に配慮した髪型とし、担当教員の指示に従うこと。

### ②身だしなみ（服装、化粧、装身具）について

- ・制服を着用し、登下校をする。※1

ただし、土日及び長期休業中の部活動目的での登下校については、活動時の服装での登下校を認める。

また、平日の部活動後は活動時の服装での下校を認める。

- ・登校後は、体操服や実習服など指定された服装で授業を受けることを認める。
- ・冬服を着用した上での、防寒着の着用を認める。（登下校）
- ・冬服、体操服、実習服を着用した上での、防寒着の着用を認める。（授業時）

ただし考査時は、防寒着の着用を認めない。

- ・化粧は華美でないものとする。
- ・装身具は認めない。（付け爪、デコレーションも認めない）

### ③式典時（入学式、卒業式、始業式、終業式等）について

- ・フォーマルな場として制服を正しく着用する。

1学期の終業式、2学期の始業式については夏服。それ以外については冬服とし、ブレザーにはネクタイかリボンを着用すること。

- ・夏服のインナーについては白が望ましい。インナーは外から見えないようにする。
- ・靴下の色は、白、黒、紺、茶、グレー、ベージュとする。
- ・スカートの長さは、膝上から膝が隠れることを目安とする。

### ④スマートフォン等について

・授業時以外での使用を認める。授業開始時にはしまっておくこと。ただし、担当教員から指示があった場合には、使用を認めることもある。

また、使用の際には次に掲げる事項を守ること。

- ① ながらスマホをしない。
- ② 放課中でも音は出さない。
- ③ 実習や体育等には持って行かない。
- ④ 無許可での動画、写真撮影、配信はしない。

※ 考査時については、電源を切って鞆の中へ入れて廊下へ出す。

⑤不要なもの、高価なものは持ってこない。

⑥自転車点検・登録について

- ・自転車点検「ライト、ベル、ブレーキ、反射板、雨合羽、スタンド」を実施し、自転車点検済みのステッカーを各自で自転車に張り付ける。
- ・ヘルメットの着用を推奨する。
- ・自転車賠償責任保険への加入を推奨する。

⑦自動車運転免許の取得について

- ・在学中の運転免許の取得は禁ずる。
- ただし、自動車学校への入校は3年生の11月第2土曜日以降認める。

⑧四ない運動について

- ・愛知県教育委員会が推進する以下の4項目を実施する。
- バイクの免許を取らない ○バイクを買わない ○バイクに乗らない ○バイクに乗せてもらわない

⑨アルバイトについて

アルバイトを行う場合は、申請書を提出する。

※ 校則については協議の上、見直しを行っていくものとする。